

平成19年度労働条件等実態調査結果の概要

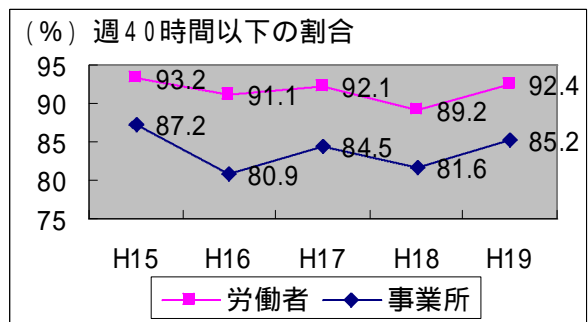
～ 育児休業の取得率は、女性が80.2%、男性が1.0% ～

秋田県雇用労働政策課では、県内民間事業所の労働条件等の実態を明らかにするため、「平成19年度労働条件等実態調査」(平成19年10月末日現在)を実施しました。この調査は、常用労働者5人以上の民間事業所の中から抽出した1,709事業所を対象とし、そのうち929事業所から回答(回答率54.4%)をいただきました。調査結果の概要は次のとおりです。

1 労働時間、休日休暇制度

《所定労働時間》

- ・ 1週間の所定労働時間が「40時間以下」の割合
事業所 85.2%
労働者 92.4%
- ・ 平均週所定労働時間
1事業所 39時間52分
労働者1人 39時間35分



《週休制》

- ・ 何らかの週休2日制(2日超含む)を実施している事業所は88.8%、労働者数は92.8%
- ・ 内訳は「完全週休2日制(2日超含む)」が事業所は38.3%、労働者数は41.9%
- ・ 「月2回又は隔週」が事業所は29.9%、労働者数は27.5%

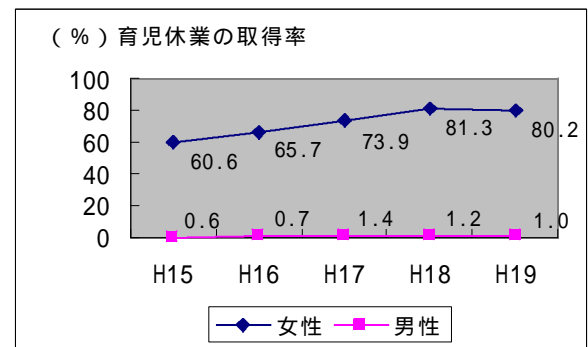
《年次有給休暇》

- ・ 1年間の年次有給休暇の付与日数は平均16.9日(繰越分除く)
- ・ 取得日数は平均8.4日
- ・ 平均取得率は49.7%

2 育児休業制度・介護休業制度

《育児休業制度》

- ・ 育児休業制度の規定が「ある」事業所は78.9%
- ・ 育児休業を取得できる要件に該当した人
女性 662人
男性 509人
- ・ そのうち実際に育児休業を取得した人
女性 531人
男性 5人
- ・ 育児休業取得率
女性 80.2%
男性 1.0%
- ・ 平均取得日数 182.4日



育児休業該当者：H18.4.1～H19.3.31までに1歳未満の子を養育する者

《介護休業制度》

・介護休業制度の規定が「ある」事業所は	69.4%
・介護休業を取得した人	女性 42人 男性 14人
・平均取得日数	56.6日

3 仕事と家庭の両立支援

《両立支援・措置状況》

複数回答

・仕事と家庭の両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は	44.0%
・内訳として、「短時間勤務制度」	30.5%
「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」	21.6%
「所定外労働の免除」	21.1%
「1歳以上の子を対象とする育児休業制度」	9.2%
「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」	4.8%
「小学生以上の子を対象とする看護休暇制度」	2.3%
「育児に要する経費の援助措置」	1.0%
「事業所内託児所」	0.7%

《妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度》

・妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は	24.4%
・規定の有無にかかわらずこの措置を実施したことがある事業所は	11.3%

4 非正規雇用労働者

《労働者の就業形態ごとの割合》

・正規の従業員、労働者	65.0%
・非正規雇用	35.0%

《主な内訳》

パートタイム	22.2%	契約社員	5.7%	派遣社員	2.4%
--------	-------	------	------	------	------

《非正規雇用労働者を雇用している理由》

複数回答

・仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う	47.8%
・正規雇用労働者に比べ人件費、経費負担が少なく済む	42.8%
・経営状況に応じた雇用調整が容易	36.7%
・忙しい時期のみ雇用できる	22.8%
・正規雇用労働者の採用が困難	17.4%
・再雇用、勤務延長	13.2%
・資格、技能を持った人が必要	12.7%
・正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補う	7.2%

調査に御協力いただいた事業所のみなさん、ありがとうございました

今回は、毎年継続調査している労働時間等の基本的な労働条件に加え、非正規雇用労働者に関する調査等を実施し内容を充実しました。

平成20年4月1日よりパートタイム労働法が改正され、県では、非正規雇用労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境の整備促進について普及啓発を行っております。各事業所においても、非正規雇用労働者の処遇の均衡をり、働く意欲・能力の向上、ひいては企業成績の向上につながるような職場環境作りを目指していただきたいと思います。